2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成22・23・24年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている、近畿地域の競争参加有資格者であること。
⑷　予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
⑸　近畿農政局長から、近畿農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成15年９月12日付け15近総第433号（理））に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒602―8054 京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町　近畿農政局総務部会計課庁舎管理係　堀池　　聡　電話075―414―9056　内線2056
⑵　入札説明書の交付方法　上記３の⑴の交付場所にて無料で交付する。
⑶　入札書の受領期限　平成23年２月24日午後５時　持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。
⑷　開札の日時及び場所　平成23年３月３日午後２時　近畿農政局入札室
4　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示した競争参加に必要な証明書類（以下、「証明書類」という。）を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該証明書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。当該証明書類に関し説明の義務を履行しない者は落札決定の対象としない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の入札、証明書類等に虚偽の記載をした者の入札、入札に関する条件に違反した入札及び近畿農政局競争契約入札心得第４条の３の規定に違反した者の入札は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した調達案件を履行できると支出負担行為担当官が判断した証明書類を添付して入札書を提出した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　手続きにおける交渉の有無　無
⑻　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kazuo Tsukamoto, Director General of Kinki Regional Agricultural Administration Office
⑵　Classification of the services to be procured : 75
⑶　Nature and quantity of the services to be required : The cleaning services of Kyoto Agriculture, Forestry and Fisheries Joint Government building.
⑷　Fulfillment period : From April 1, 2011 to March 31, 2012
⑸　Fulfillment place : The place specified by the obligation officer.
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, Underage, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause,
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting,
③　have the Grade “A”, “B” or “C” in terms of qualification “Provision of services” at Kinki area for participating in tenders by Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (All unification standards of government office) in the fiscal year 2010, 2011 and 2012,
④　meet the qualification requirements which the official who imposes obligation may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order,
⑤　Prove not to be a period of receiving nomination stop from the contracting officer etc.
⑺　Time limit for tender : 5 : 00 P.M., February 24, 2011
⑻　Contact point for the notice : Satoshi Horiike, Government building management Section, Accounting Division, Administration Department, Kinki Regional Agricultural Administration Office, Choujiburochou Sagaru Shimochoujamachi Nishinotouindoori Kamigyou-ku Kyoto city Kyoto prefecture 602―8054 Japan. TEL 075―414―9056 ex. 2056

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成22年12月28日
支出負担行為担当官
気象庁総務部長　岸本　邦夫
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13
○気象第43号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　14、71、27
⑵　借入件名及び数量　ＤＣＰデータ伝送装置等の借用（リース）及び取付調整　１式（電子入札対象案件）
⑶　調達案件の特質等　仕様書による。
⑷　借入期間　仕様書のとおり。
ただし、支出負担行為担当官は、法令及び予算の範囲内で当該借入期間を変更することがあり得る。
⑸　借入場所　仕様書のとおり。
⑹　入札方法　落札決定は総合評価の方法をもって行うので、総合評価の為の性能、機能、技術等に関する書類を提出すること。上記１⑵の件名の納入に要する一切の諸経費を含めた総価で行う。落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑺　電子入札システムの利用　本案件は、証明書等の提出・入札を電子入札システムで行う対象案件である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、あらかじめ紙入札方式参加願いを提出しなければならない。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成22・23・24年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」において「A」又は「B」等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
⑷　予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有するものであること。
⑸　電子入札システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。
⑹　入札説明書の交付を受けた者であること。
⑺　気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
⑻　本公告に示した物品を第三者をして貸付けしようとする者にあっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者、借入物品に係るメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。